

第3章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 無電柱化の取組姿勢

湘南の自然と文化に育まれた、活力ある個性豊かなまちである藤沢を、更なる魅力アップや活性化が期待でき、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、新設電柱を増やさないことや、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を伸ばすなどの姿勢で、無電柱化を推進します。

2. 無電柱化の基本方針

藤沢市は、無電柱化の推進に関する法律第2条第3項「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」との基本理念のもと、市民および関係者の理解、協力を得て、次の3つの目的から、無電柱化を計画的に推進します。

① 都市防災機能の向上

災害時の円滑な避難・輸送など、防災機能強化を図るため、緊急輸送路や、緊急輸送路と指定避難所を結ぶ路線等について無電柱化を推進します。

② 歩行空間の安全性・快適性の確保

高齢者や障がい者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保のため、移動円滑化基本構想で抽出された生活関連経路などにおいて、地域住民等関係者の合意形成を得ながら無電柱化を推進します。

③ 良好な景観形成

藤沢市景観計画で指定された地区内の道路や藤沢市観光振興計画で関連する施設の周辺道路などで、沿道の景観向上で地域の魅力アップや活性化が期待できる路線について、無電柱化を推進します。

3. 無電柱化の対象路線

基本方針に基づき、無電柱化を推進する路線を無電柱化対象路線とします。路線の選定にあたっては、表 3-1 の選定指標による評価を行います。

表 3-1 無電柱化対象路線の選定指標

| 項目 | |
|-------------------|---|
| ① 都市防災機能の向上 | 1. 緊急輸送路 |
| | 神奈川県が指定する、発災時の復旧活動等の緊急輸送に対応するための路線 |
| | 2. 緊急輸送路と指定避難所を結ぶ路線 |
| | 被災した方々が一時的に滞在する施設である指定避難所（81 施設）へ、生活関連物資等を配布するための路線 |
| ② 歩行空間の安全性・快適性の確保 | 1. 移動円滑化基本構想策定地区の道路 |
| | バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を策定した地区内の道路 |
| | 2. 移動円滑化基本構想策定地区以外の特定道路等 |
| | 駅から高齢者や障がい者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設までの経路や地域の骨格となる道路等 |
| ③ 良好な景観形成 | 1. 景観形成地区・景観地区の道路及び地区に接する道路 |
| | 地域ごとの良好な景観形成を推進するために指定している地区内の道路等 |
| | 2. 観光振興に関わる施設周辺の道路 |
| | 藤沢市観光振興計画において歴史や文化を活用した事業に関わる施設周辺の道路等 |